

高松市地域交流会館条例

(設置)

第1条 市民に地域活動、レクリエーション等の交流の場を提供し、市民福祉の増進に寄与するため、高松市地域交流会館(以下「会館」という。)を設置する。

(名称及び所在)

第2条 会館の名称及び所在は、次のとおりとする。

名称	所在
高松市牟礼南会館	高松市牟礼町大町1008番地2
高松市庵治やすらぎ会館	高松市庵治町6392番地14
高松市香川町グリーンセンター	高松市香川町川東上604番地85
高松市国分寺会館	高松市国分寺町新名430番地2
高松市新居会館	高松市国分寺町新居387番地2
高松市福家会館	高松市国分寺町福家乙21番地43

(使用許可)

第3条 会館の施設・設備等(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

- (1) 会館内の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 長期間にわたる継続使用により、他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (4) その他会館の管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、会館の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の取消し、使用の停止等)

第4条 市長は、前条第1項の許可をした後において、同条第2項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき、又は同条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、若しくは使用を停止させ、又は同項の許可に付した条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けても、市長は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条第1項の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。

(使用料)

第5条 使用者は、別表に規定する使用料を当該許可の際に前納しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が使用する場合又は市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

3 市長は、必要があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、会館への入館を拒み、又は会館からの退館を命ずることができる。

- (1) 会館内の秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 施設等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) その他会館の管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第7条 会館の入館者又は使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。

2 この条例の施行の日前に編入前の庵治町集会所の設置及び管理に関する条例(昭和53年庵治町条例第23号)、香川町立日生ニュータウングリーンセンターの設置及び管理に関する条例(平成6年香川町条例第20号)又は国分寺

町女性会館設置条例(平成7年国分寺町条例第20号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為で、会館の管理に関する事務に係るものは、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成22年3月26日条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月26日条例第81号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(高松市旅館業法施行条例の一部改正)

2 高松市旅館業法施行条例(平成15年高松市条例第10号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(高松市生涯学習センター条例の一部改正)

3 高松市生涯学習センター条例(平成13年高松市条例第61号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(経過措置)

4 この条例の施行の日前に第3条の規定による廃止前の高松市公民館条例又は同条例に基づく教育委員会規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為で、同日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るもの並びに第2条の規定による改正後の高松市図書館条例第3条第5号に規定する高松市牟礼図書館多目的ホールに係るものは、第1条の規定による改正後の高松市地域交流会館条例及び同条例に基づく規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為並びに第2条の規定による改正後の高松市図書館条例及び同条例に基づく教育委員会規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成25年12月25日条例第49号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に使用を許可されている者に係る既納の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月28日条例第6号)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第2項第2号の表備考の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に使用を許可されている者に係る既納の使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和7年12月25日条例第50号)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に使用を許可されている者に係る既納の使用料については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

(令7条例50・一部改正)

1 高松市牟礼南会館

施設名	使用単位	午前	午後	夜間
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
大会議室		円 1,090	円 1,090	円 1,650
小会議室		310	310	390
和室		700	700	900

備考 使用者が、営利を目的として使用するとき、又は入場料若しくはこれに類するものを徴収するときの使用料は、この表に規定する額の3倍の額とする。

2 高松市庵治やすらぎ会館

施設名	使用単位	午前	午後	夜間
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
多目的ホール		円 1,090	円 1,090	円 1,650
集会室		490	490	730

備考 前項の表備考の規定は、この表に掲げる施設の使用料についても適用があるものとする。

3 高松市香川町グリーンセンター

施設名	使用単位	午前	午後	夜間
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
大集会室		円	円	円

	9, 830	9, 830	14, 130
第 1 研修室	730	730	1, 460
第 2 研修室	730	730	1, 460

備考 [第1項の表](#)備考の規定は、この表に掲げる施設の使用料についても適用があるものとする。

4 高松市国分寺会館

施設名	使用単位	午前	午後	夜間
		午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
第 1 会議室		円 1, 540	円 1, 540	円 2, 340
第 2 会議室		1, 090	1, 090	1, 600
第 3 会議室		680	680	680

備考 [第1項の表](#)備考の規定は、この表に掲げる施設の使用料についても適用があるものとする。

5 高松市新居会館

施設名	使用単位	午前	午後	夜間
		午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで
大会議室		1, 090円	1, 090円	1, 650円

備考 [第1項の表](#)備考の規定は、この表に掲げる施設の使用料についても適用があるものとする。

6 高松市福家会館

施設名	使用単位	午前	午後	夜間
		午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで
大会議室		円 1, 090	円 1, 090	円 1, 510
小会議室		490	490	620
和室		300	300	370

備考 [第1項の表](#)備考の規定は、この表に掲げる施設の使用料についても適用があるものとする。